平成２１年（フ）第３２７号
三重県鈴鹿市国府町20番地の97
債務者　奥村　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１号
滋賀県近江八幡市末広町200番地62
債務者　早川　義次
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３号
滋賀県東近江市種町380番地14
債務者　阪口　晃仁
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６８７号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番32―201号
債務者　多賀　茂樹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
広島県尾道市門田町27番10号
債務者　高垣　　修
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
愛媛県伊予市双海町大久保甲1249番地３
債務者　武中　利孝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県松山市保免西２丁目９番25号　ヴァンベール保免103号
債務者　中田　幸人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
愛媛県松山市朝生田町３丁目４番32号
債務者　上岡　　等
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７９号
大分県杵築市大字南杵築2280番地７
債務者　佐原　正彦
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
青森市古川３丁目21番９号
債務者　伊藤　仁美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
長野県上水内郡飯綱町大字高坂618番地
債務者　島崎　輝好
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
長野県塩尻市大字金井212番地１、住民票上の住所長野市吉田４丁目５番16―815号メゾンデュオーラ信濃
債務者　吉田　祥明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
長野県塩尻市大字金井212番地１、住民票上の住所長野市吉田４丁目５番16―815号メゾンデュオーラ信濃
債務者　吉田　定子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長野市川中島町原667番地１アバンサールミヤオ202
債務者　上村　如絵（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３７９５号
名古屋市守山区白山１丁目2208番地　メイゾンサンポアＢ棟４Ｃ号
債務者　前原　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０８号
兵庫県洲本市上物部１丁目７番37号、住民票上の住所兵庫県洲本市五色町鮎原神陽600番地110
債務者　森川　光義
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
兵庫県洲本市上物部２丁目２番70号、前住所愛知県豊田市曙町２丁目60番地１　マンション曙203号
債務者　塩道　正和
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係